

◎ 問い合わせ先について

法人市民税に関する問い合わせは、広島市役所財政局
税務部市民税課法人課税係までお願いします。

広島市役所財政局税務部市民税課
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
法人課税係 TEL 082-504-2093(直通)

◎ 納付場所 〔金融機関の名称は、令和6年4月1日現在のものです。その後の名称の変更がある場合は、読み替えてください。〕

- 1 全 店 舗
(銀 行) 広島、伊予、愛媛、山陰合同、
四国、中国、鳥取、
西日本シティ、百十四、みずほ、
三井住友、三菱UFJ、もみじ、
山口、りそな
(信 用 金 庫) 呉、広島
(信 用 組 合) 広島県、広島市、広島商銀
(農 業 協 同 組 合) ひろしま、広島市
(そ の 他) 中国労働金庫、
広島県信用漁業協同組合連合会
- 2 中国5県内の店舗
(銀 行) ゆうちよ(郵便局を含む。)
- 3 広島県内の店舗
(銀 行) 福岡
(信 用 組 合) 朝銀西
- 4 山口県内の店舗
(銀 行) 西京
- 5 広島市役所税務部市民税課、市税事務所、税務室、
収納対策部及び区役所出張所

◎ 延滞金について

延滞金は、納期限(地方税法の規定による申告納付期限をいいます。)の翌日から納付した日までの期間の日数に応じ、税額に次表の延滞金の率を乗じて算出します。また、延滞金の詳細については、広島市ホームページを御覧になるか、市役所市民税課法人課税係にお問い合わせください。

延滞金の率

区 分	平成26年から 令和2年までの率	令和3年 以降の率
納期限の翌日から別表の期日までの期間+その翌日から1か月を経過する日までの期間 (A)	特例基準割合 ^{注1} +1%	延滞金特例 基準割合 ^{注2} +1%
別表の期日の翌日から1か月を経過した日以降の期間 (B)	特例基準割合 ^{注1} +7.3%	延滞金特例 基準割合 ^{注2} +7.3%

別表

申告等の区分	期 日
確定申告、 中間(予定)申告	納期限(期限後に申告した場合は申告した日)
修正申告	修正申告した日 (申告期限前の申告は申告期限)
更正・決定	更正・決定通知書に記載された納期限

注1) 各年の特例基準割合

平成30年～令和2年	1.6%
------------	------

注2) 各年の延滞金特例基準割合

令和3年	1.5%
令和4年～令和6年	1.4%

延滞金の計算式(標準例)

$$\text{税額} \times \frac{\text{(A)の日数} \times \text{延滞金の率}}{365} + \text{税額} \times \frac{\text{(B)の日数} \times \text{延滞金の率}}{365}$$

※ 税額が2,000円未満の場合にはその全額を、税額が2,000円以上の場合には1,000円未満の端数金額を切り捨てます。

※ 算出した延滞金が1,000円未満の場合にはその全額を、延滞金が1,000円以上の場合には100円未満の端数金額を切り捨てます。

◎ 延長期間中の延滞金について

確定申告の提出期限の延長承認を受けている法人は、延長期間の日数に応じ、次の割合で計算した延滞金が加算されます。

各年の延長期間中の割合

平成30年～令和2年(特例基準割合)	1.6%
令和3年(平均貸付割合+0.5%)	1.0%
令和4年～令和6年(平均貸付割合+0.5%)	0.9%

◎ 滞納処分について

督促状を発した日から起算して11日目までに、税金や延滞金を完納されない場合には、滞納処分を受けることになります。